戦略的輸出事業者と産地が連携して取り組むコメ・コメ加工品の

海外市場開拓及びプロモーション等の推進事業実施要領

制定：令和３年６月16日全米輸第６号

改正：令和３年９月６日全米輸第33号

改正：令和３年12月22日全米輸第76号

第１　趣旨

この要領は、一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（以下「全米輸」という。）が農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうちコメ・コメ加工品規制対応急対策事業追加公募要領（令和３年11月18日付け３農産第1731号）別表１第１の１「輸出先国・地域における国内規制に対応するための取組等の推進」の実施団体として選定されたことを受け、戦略的輸出事業者がコメ・コメ加工品の輸出拡大のため産地と連携してマーケットインの発想で取り組む海外市場開拓及びプロモーション等の取組を推進する際の、事業計画申請及び補助金の受領等に必要な手続き等を定める。

本事業の推進に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成28年10月11日付け28食産第2762号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付要綱（平成28年10月11日付け28食産第2771号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及びコメ・コメ加工品規制対応緊急対策事業実施要領（令和３年1月28日２政統第1929号農林水産省政策統括官通知。以下「規制対応実施要領」という。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第２　戦略的輸出事業者

戦略的輸出事業者とは、農林水産省が推進する「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）」により、農林水産省ホームページに掲載・特定された戦略的輸出事業者をいう。（<https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/kome_yusyutu/kome_y　　　usyutu.html#kisei>)

第３　事業の内容

　我が国のコメ・コメ加工品の輸出拡大を図るため、戦略的輸出事業者は、全米輸の指導の下、コメ・コメ加工品の輸出拡大のため産地と連携してマーケットインの発想で取り組む海外市場開拓及びプロモーション等を推進することとする。

第４　補助対象経費等

１　補助対象経費

　　本事業の補助対象経費は、別表１に掲げるとおりとする。

ただし、借上費について、リースを行う場合にあっては、リース料助成金の額は、次の算式①により算出するものとする。ただし、当該物件のリース期間をその法定耐用年数未満とする場合にあっては、算式②によるものとする。

　　算式①：助成金の額＝リース物件価格（税抜き）×１／２以内

　　算式②：助成金の額＝リース物件価格（税抜き）×（リース期間／法定耐用年数）×１／２以内

　　　　　この場合のリース期間は、物件を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数とし、当該リースを365日で除した数値の小数点以下第３位を四捨五入して小数第２位で表した数値である。また、申請額は、算出された額の千円未満を切り捨てて千円単位とする。

２　申請できない経費

１の規定にかかわらず、次の経費は、本事業の実施に必要であっても、 申請できないものとする。

（１）本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月ぎめの給与、賞与、退職金その他各種手当）

（２）本事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

（３）補助対象実施経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象実施経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額）

（４）飲食費（会議における茶、コーヒー等簡素な茶菓代を含む。）

（５）査証又はパスポートの取得及び傷害保険等任意保険（本事業の実施に要する適切な価格の損害賠償保険料を除く。）の加入に要する経費

（６）宿泊施設（ホテル）の付加サービス（ミニバー、ランドリー、電話、 インターネット等）の利用に要する経費

（７）本事業の実施に限らず使用できる汎用性の高い機器（パソコン、タブ レット、携帯電話、Wi-Fi ルーター、プリンター、デジタルカメラ等） に要する経費

（８）戦略的輸出事業者が実施する他の事業と区分できない経費

（９）本事業の実施に要した経費であることを証明することができない経費

（10）国（農林水産省、他省庁）の補助を受けている取組に対する経費

第５　補助率

　本事業の補助率は、定額とする。ただし、前述の記載にかかわらず、機器・備品費、借上費及びテストマーケティングに係る経費の補助率は２分の１以内、見本市・商談会への出展等費用の補助率については別表２のとおりとする。

第６　事業計画提出のための要件

　　事業計画を提出する者は、以下の要件を満たすものとする。

１　第２のプロジェクトで掲載・特定された戦略的輸出事業者であること。

２　戦略的輸出事業者が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

３　事業費のうち戦略的輸出事業者の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

４　プロジェクトにおいて、2025年の輸出拡大に向けた目標及び具体的な販売戦略を設定、提出済みであること。

５　GFPコミュニティサイトに登録していること。

　（<https://www.gfp1.maff.go.jp/entry/>）

第７　事業実施手続

１　事業計画の申請

　　　戦略的輸出事業者は、「事業計画の承認申請」（様式１－１号）及び関係書類（添付書類を含む）を作成し、全米輸に提出する。

２　事業計画の審査

　　全米輸は、戦略的輸出事業者が提出した事業計画について別添に掲げる審査基準に基づき審査を行い、農林水産省と協議の上、事業計画を採択する。

３　審査結果の通知

全米輸は、２の審査結果を「事業計画の審査結果」（様式１－２号又は様式１－３号）により戦略的輸出事業者に通知する。

　４　事業の着手

　事業の着手は、原則として、１の事業計画の承認の日からとする。

５　事業計画の変更、申請及び承認

事業計画を変更する場合または中止若しくは廃止する場合は、「事業計画の変更（中止または廃止）の承認申請について」（様式３－１号）を全米輸に提出する。全米輸は戦略的輸出事業者から提出があった書類を審査、農林水産省と協議し、取組毎に承認した金額の範囲内で、事業計画の変更（中止または廃止）を承認し、「事業計画の変更（中止または廃止）の承認通知」（様式３－２号）により戦略的輸出事業者に通知する。なお、事業計画の変更の承認なく変更して実施された取組に係る経費は補助対象外とする。

６　事業の委託

（１）戦略的輸出事業者は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を「事業計画の承認申請」（様式１－１号）の別添３の「８．積算内訳」の「事業の委託」及び「備考」の欄に記載することにより全米輸の承認を得るものとする。

①　委託先が決定している場合は委託先名

②　委託する事業の内容及びそれに要する経費の積算

（２）戦略的輸出事業者は、委託及び委託に要する経費について、原則として、３社以上の相見積もりを取り、その中で最低価格を提示した者のものを積算内訳の根拠とするものとする。

相見積もりを取らない場合、または最低価格を提示した者を選定しない場合には、その選定理由を明らかにした理由書を提出するものとする。

（３）戦略的輸出事業者は、委託契約書の作成に当たっては、委託内容を具体的に明記するとともに、原則として、当該委託契約に伴う全ての権利を戦略的輸出事業者に帰属させるものとする。その上で、委託した業務が終了したかどうかを委託先が作成した報告書等により確認するものとする。

７ 補助金支払の申請

（１）１により、承認の通知を受けた戦略的輸出事業者は、事業完了分の支払を受けようとするときは、「結果報告書提出及び支払申請書」（様式４－１号）を作成し、全米輸に提出するものとする。

（２）戦略的輸出事業者は、（１）の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63 年法律第108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25 年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

（３）（２）のただし書きにより補助金支払の申請をした戦略的輸出事業者は、規則第６条第１項の規定に基づく実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した戦略的輸出事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を「消費税相当額報告書」（様式５号）により速やかに全米輸に報告するとともに、全米輸の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合またはない場合であっても、その状況または理由について、当該年度の額の確定のあった日の翌年の５月31 日までに、同様式により全米輸に報告しなければならない。

（４）全米輸は、（１）の結果報告書及び支払申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を支払うべきものと認めたときは「支払通知書」（様式４－２号）により戦略的輸出事業者に補助金の支払通知を行うものとする。

８　事業遅延の届出

戦略的輸出事業者は、本事業が予定の期間内に完了しない場合または本事業の遂行が困難となった場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由または、補助事業の遂行が困難となった理由及び事業計画の中止または廃止の承認申請（様式３－１号）を速やかに全米輸に提出しなければならない。

第８　事業結果等の報告

　１　事業結果の報告

戦略的輸出事業者は、原則として、事業終了後速やかに事業計画に準じて、「事業結果報告（取組毎の個表）」（様式４－１号　別添１）を作成し、事業の一環として作成した報告書を添付の上、全米輸に提出するものとする。また、第７の５の（１）の支払申請書の提出時には当該報告書を添付するものとする。

　２　事業成果の報告

　　　戦略的輸出事業者は、原則として、事業終了年度の翌年度から３年間、毎年度７月末までに、事業の成果について、「事業成果報告書」（様式７号）を作成し、全米輸に報告するものとする。

また、設定した「輸出拡大量」（様式１－１号関係　別添３）に対する事業成果について、その要因を分析するとともに、「輸出拡大量」が達成されない場合は、全米輸の指導・助言を受けるなど、翌年度以降の取組成果に結びつくよう努めるものとする。

第９ 支払通知の取消し等

１ 全米輸は、次に掲げる場合には、農林水産省と協議の上、第７の７の（４）の「支払通知書」（様式４－２号）の全部または一部を取り消し、または変更することができる。

（１）戦略的輸出事業者等が、法令による処分またはこの要領等に基づく全米輸の指示等に違反した場合

（２）戦略的輸出事業者等が、補助金を本事業以外の趣旨から外れた目的・用途に使用した場合

（３）戦略的輸出事業者等が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適切な行為をした場合

（４）事業額の一部について、本事業の助成を受け、自己負担すべき残余分について、農林水産省を含む他の助成金で充当した場合

（５）事業計画承認後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合

２ 　全米輸は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が支払されているときは、期限を付して当該補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

３ 　全米輸は、第１項の（１）から（４）までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４ ２の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定による加算金の納付については、補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20 日以内とし、当該期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第10　財産の管理等

１ 戦略的輸出事業者は、補助対象経費により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業計画完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２　取得財産等については、戦略的輸出事業者において「財産管理台帳」（様式８号）に記載・登録した上で、当該物品にシールを貼るなどして、本事業による購入物品である旨を明示するものとする。

３ 取得財産等を処分することにより、収入があり、またはあると見込まれるときは、その収入の全部または一部を国に納付させることがある。

４　戦略的輸出事業者がコメ・コメ加工品の輸出拡大のため、販売先企業等に取得財産等を貸し付ける場合は、貸し付けを受ける企業等も同様の管理を行うものとする。

５　取得財産等について国庫補助金で購入する場合は、本事業の趣旨に即して適切な運用を図らなければならない。不適切な運用を行った場合は、第９の規定により、補助金の返還を命ずるものとする。

第11　財産処分の制限

１ 取得財産等のうち適正化法施行令第13 条第４号の規定により農林水産大臣が定める財産は、１件当たりの取得価格または効用の増加価格が50 万円以上の機械及び器具とする。

２ 適正化法第22 条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第５条により定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

３ 戦略的輸出事業者は、処分制限期間において処分を制限された取得財産等を処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付又は担保提供を含む）しようとするときは、あらかじめ「取得財産等の処分承認申請書」（様式９号）により全米輸の承認を受けなければならない。

４　３の処分にあたっては、第10の３の規定を準用する。

第12 補助金の経理

１ 戦略的輸出事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

２ 戦略的輸出事業者は、前項の収入及び支出について規則第３条第４号に基づき、その支出内容の証拠書類または証拠物を整備し、前項の帳簿とともに、補助事業終了の実施年度の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。補助事業により取得し、または効用の増加した財産であって、処分制限期間を経過しないものがある場合にあっては、「財産管理台帳」（様式８号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

第13　その他

　１　補助事業の実施により相当な収益が発生した場合には、当該収益を補助事業に係る経費から差し引いて、次のとおり補助金額を計算するものとする。

　　（「補助対象経費」－（「補助事業実施により発生した収入」－「補助事業実施に要した補助対象外経費」））×補助率

　２　補助事業による成果物の使用管理については、正当な理由がある場合を除き、農林水産省の指導に従うものとする。

　附　則

１　この要領は、令和３年12月22日から施行する。